

## 近現代日本と国葬

前田, 修輔

<https://hdl.handle.net/2324/4784369>

---

出版情報：九州大学, 2021, 博士（文学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

氏名	前田 修輔			
論文名	近現代日本と国葬			
論文調査委員	主査	九州大学	講師	国分 航士
	副査	九州大学	准教授	岩崎 義則
	副査	九州大学	准教授	小野 容照
	副査	東京大学	教授	山口 輝臣

## 論文審査の結果の要旨

上記の論文は、近現代日本における国葬について、特に葬儀事例と法制化の両面から検討し、その実態を解明するものである。「国の儀式として国費で行う葬儀」である国葬について、本論文では、その全体像が天皇などの大喪儀に比して曖昧な、国家の偉勲者の「国葬」を主な対象としている。

序章では、本論文の課題と視角を提示する。研究史を整理した上で、国葬を国民統合の観点からのみ捉えるのではなく、栄典としての機能にも注目すべきだと指摘している。

第1章では、公葬の一形態である国葬が成立する過程を検討する。大久保利通や岩倉具視の葬儀を経て、三条実美の葬儀では、議会設置の影響を受け、政府の公告に「国葬」の語句が用いられ、国費から支出がなされた。ここで、名実ともに国葬が成立した。

第2章では、明治中期の皇室喪礼の法制化の動きを考察する。「国喪内規」、「喪紀令案」、そして「国喪令草案」と「喪紀令草案」は制定には至らなかったものの、こうした制度形成への継続的な努力は、英照皇太后の大喪儀に活かされることとなった。

第3章では、明治後期の帝室制度調査局における皇室喪礼の法制化の過程を分析する。皇室服喪令、皇室喪儀令、国葬令といった法令案が作成され、皇室服喪令のみが公布に至り、残りの案も2度の大喪の参考とされた。特に土方久元が総裁心得の期間の活動に着目し、服喪と喪儀を区別する形による皇室喪礼の制度化が図られたことなどが指摘されている。

第4章では、大正期における国葬の変容について、「民衆化」という視点から論じる。国葬の事例が蓄積し、その執行主体が内閣に移行した。さらに、大正後期以降、国葬への「官葬」批判を受けて、国家儀礼としての厳粛性を保ちつつ、民衆の参加可能な国葬へと転換がなされた。

第5章では、皇室喪儀令と国葬令の成立過程を踏まえた上で、その後の国葬の事例を検討する。大正15(1926)年の皇室喪儀令と国葬令の制定によって、国葬は法制化された。両令とも、儀式を厳格に規定せず、柔軟性を維持するものであった。戦時下の山本五十六の事例では、メディアを活用した国葬空間の全国への拡大と体験の共有が生じた。また、閑院宮載仁親王の事例では、執行されたものの、戦局悪化に伴う縮小化が行われた。

第6章では、日本国憲法下での皇室喪儀の変容を分析する。皇室喪儀令と国葬令が失効し、皇室喪儀は再び法的根拠を失った。そうした中で、政教分離問題をめぐって、喪儀は、皇室における「公」と「私」が重なり合う領域に位置づけられることとなった。

第7章では、吉田茂の国葬、佐藤栄作の国民葬、大平正芳の内閣・自由民主党合同葬儀に注目し、国葬が合同葬へと変容する過程を検討する。吉田と同等の偉勲者である佐藤が国葬とされなかったことにより、国葬該当者の不在という状況が現出した。そして、栄典として国家勲功者に対して内

閣が主体となり執り行われる公葬は、消失したのではなく、合同葬に引き継がれたのだった。

終章では、本論文のまとめが示されている。

本論文は、近現代日本の国葬を明治初期から現在に至るまで通覧し、その変遷を明らかにしたものである。その叙述には、多岐に渡る史資料の調査が背景として存在し、今後、国葬をはじめとした公葬のあり方を考える上での土台となり得るものだろう。本論文は、近現代日本の皇室制度や宗教、公と私のあり方など様々な広がりをも有し、日本史学に留まらない示唆に富んでいる。

よって、本調査委員会は、本論文の提出者が博士（文学）を授与されるのに十分な能力を持つことを認めるものである。